

周防大島町告示第1号

平成18年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成18年2月6日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成18年2月10日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君

土手 正喜君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

田村 三郎君

平村 真成君

松井 岑雄君

魚原 満晴君

木村 潔君

平川 敏郎君

小田 貞利君

久保 雅己君

伊東 梅芳君

平野 和生君

浜戸 信充君

神岡 光人君

伊藤 秀行君

魚谷 洋一君

広田 清晴君

富田 安英君

中本 博明君

田中隆太郎君

尾元 武君

新山 玄雄君

応招しなかった議員

黒田 壇豊君

平成18年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成18年2月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成18年2月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第8 議案第1号 大島斎場建設建築工事の請負契約の締結について
- 日程第9 議案第2号 大島斎場建設機械設備工事の請負契約の締結について
- 日程第10 議案第3号 大島斎場建設電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第4号 循環型社会形成推進事業リサイクルセンター整備(本体)工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第8 議案第1号 大島斎場建設建築工事の請負契約の締結について
- 日程第9 議案第2号 大島斎場建設機械設備工事の請負契約の締結について
- 日程第10 議案第3号 大島斎場建設電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第4号 循環型社会形成推進事業リサイクルセンター整備(本体)工事の請負契約の締結について

出席議員（24名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
12番	平村 真成君	13番	魚谷 洋一君
14番	松井 岑雄君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（1名）

15番 黒田 壇豊君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山内 章弘君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
契約監理課長	平田 好男君	久賀総合支所長	野口 菊義君

大島総合支所長 ..... 山本 治君      東和総合支所長 ..... 田村 博君  
橘総合支所長 ..... 中河 美昭君      教育次長 ..... 布村 和男君  
環境施設課長 ..... 濱田 武重君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成18年第1回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

黒田議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

. .

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、安本貞敏議員、2番、伊東梅芳議員を指名いたします。

. .

#### 日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定について、議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

. .

#### 日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員各位には、昨年末の12月28日付にて事務連絡として御通知いたしましたが、本日改めて会議規則第99条の規定に基づき御報告申し上げます。

同僚議員であり、また、私どもの大先輩であられました武政輝夫議員は、昨年12月26日付けにて、私あてに「一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い」が提出されました。

閉会中でありましたので、早速御本人宅に赴き事情をお聞かせいただきました。大変残念ではありますが、致し方ないとの判断をもちまして、地方自治法第126条の規定に基づき12月28日付で辞職許可を通知いたしました。あわせ同日付で、公職選挙法第111条の規定に基づ

き町選挙管理委員会へ議員欠員通知をいたしました。

武政輝夫氏におかれましては、昭和54年10月に橘町議会議員当選以来、橘町議会議員、周防大島町議会議員として、今期まで8期26年の長きにわたり、ふるさと大島の発展に御尽力されてまいりました。中でも、合併の際には大島郡議長会長として合併推進に御努力され、また、山口県議長会長という名誉ある要職にも就かれ、御活躍をされてまいりました。これらに対し深甚なる敬意を表するものであります。

これからが合併の成果を見出す大事な時期、先頭に立って御尽力いただきたかったわけですが、一身上の御都合により退任されますことは、私ども同僚として大変残念でありますし、御本人の心中、察するに余りあるものがございます。長い間御苦労さまでございました。

さて、これから当面、1名の欠員、25名での議会運営を余儀なくされます。課題山積でございますが、町政発展のため決意も新たに議員としての役割を果たしてまいろうではありませんか。今後の皆様の御協力をお願い申し上げまして諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成18年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折、早朝から御参集を賜り、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたします議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本臨時会に提案をいたしております案件は、報告3件、工事請負契約の締結に関するもの4件であります。

報告第1号、報告第2号、報告第3号は、いずれも専決処分の報告についてであります。議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結をいたしましたので報告をするものでございます。

議案第1号は、大島斎場建設建築工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の平川建設株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いをするものであります。

議案第2号は、大島斎場建設機械設備工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果、熊毛郡田布施町の大晃機会工業株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の御議決をお願いをするものでございます。

議案第3号は、大島斎場建設電気設備工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入

札の結果、周防大島町大字小松の株式会社三光電気工業所が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の御議決をお願いをしますのでございます。

議案第4号は、循環型社会形成推進事業リサイクルセンター設備、本体でございますが、の工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果、広島市中区の日立造船株式会社広島支社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いをしますのでございます。

以上、概要につきまして御説明をいたしましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたしまして終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

日程第6．報告第2号

日程第7．報告第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号から日程第7、報告第3号までを一括上程し、これを議題とします。

専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 報告第1号から第3号までについて御説明をいたします。いずれも専決処分の報告であります。

まず、報告第1号は、平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（東枝5工区）におきまして、現地精査及び管路布設工の変更で、土量と矢板賃料及び舗装面積の減によりまして、現契約5,250万1,050円から173万1,450円を減額した5,076万9,600円とする請負変更契約。

報告第2号は、平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区汚水処理施設建設土木工事については、昨年8月の第5回臨時議会におきまして御議決をいただき工事が進捗しておりますが、本工事の造成工事の段階で、掘削のり面に表面水及び湧水の発生があり部分的に崩壊をいたしました。工事を安全かつ確実にするため、のり面補強工事としてモルタル吹きつけのり枠工を施工するため、現契約1億2,075万円に344万9,250円を増額した1億2,419万9,250円とする請負変更契約。

報告第3号につきましては、竜崎温泉「温泉プール」及び「潮風の湯」整備工事（機械設備工事）におきまして、当初設計では、汚水及び雨水升の施工を、建築設備設計基準による材料の使用といたしまして、材料にコンクリートを用いた現場うち升としていることからこれを採用いた

しましたが、施工段階におきまして検討した結果、2次製品であるビニール材質による小口径升の方が安価であることが判明いたしましたので、工法を変更し、現契約2億2,890万円から249万7,950円を減額した2億2,640万2,050円とする請負変更契約。

以上、3件につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分事項によりまして専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

#### 日程第8・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第1号大島斎場建設建築工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除外に該当すると認められますので、平川敏郎議員の退場を求めます。

〔平川敏郎議員退場〕

議長（新山 玄雄君） 補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第1号大島斎場建設建築工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、去る1月31日に、アイサワ工業株式会社ほか9社による指名競争入札の結果、平川建設株式会社に1億7,100万円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました1億7,955万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、大島斎場の建築本体工事で、鉄筋コンクリートづくり平屋構造構造一部2階建てで、建築面積は847.62平方メートル、延べ床面積は、本体施設897.95平方メートル、機械室15.66平方メートル、合わせて913.61平方メートルでございます。

本工事の工期は、平成18年10月末を予定をいたしております。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回も残念ながら、私が今まで指摘してきた、いわゆる通称4,000万円、5,000万円以上のAランクが実際的に入札に参加する、いわゆる入札、いわゆる落札額が、実際的に入札書比較価格で今回落札額が97.15という状況であります。

実際的に、今問題になっているような、実は完成談合とは関係ないというふうに考えておりますが、実態をちょっと聞きたいというふうに思います。

私は、今まで公正取引委員会等が既に、96以上については談合の疑いが高いんだということをつらつらこの議会で言うてきました。それで、それをもとに執行部側にもかなりの検討の余地があるんじゃないかということも言うてきました。しかし、今回改めて97という落札価格がいかに異常かという点で質問をしたいと思うんです。

実は、今、防衛施設庁が完成談合で、それが問題になっております。例えば、各防衛施設局から、いわゆる天下り、1人当たり大体年間1,500万円という格好で天下りした職員の給与を保障するような、例えば10年間で10億円の土産を持っていくという格好で、実際的には、天下り給与分の70倍のいわゆる保障するシステム、これがまさに完成談合という格好で言われております。

周防大島町になってどれだけ異常かというのを、ちょっと改めて定義しておきたいというふうに思います。

例えば、防衛施設局、施設庁が出した岩国地区工事、これは談合の結果と言われております。当然、取った業者は皆、本社並びに事業者は取り調べを受けております。それらが行った落札率、例えば、数例挙げますと、岩国地区が、北地区改良工事という分で大体落札率が96.93、これがいわゆる談合後の落札率なんです。96.93。そして、中央地区基盤改良という事業があります。これが96.90。ほとんど96.90、談合の結果、落札率が行ったのが、実は96という状況なんです。

周防大島町、実際的に談合情報は無い。明らかではないが、疑われるような落札状況がずっと合併後続いておるといふ状況があるんです。

これはもう、指名審査会の方は御承知のように、毎回95以上を超えるような落札状況、これについて、一体指名審査会はあるにどういふふうにとらえておるのか、それは確かに情報がないから、執行部は言いようがないかもわからん。しかし、やっぱり執行部は、いわゆる実際的な入札により、いわゆる節約というのいわゆる非常に重要な仕事の一つなんです。

そこをやっぱり含めて、改めて執行部の見解をまず聞きたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あわせて、今回、予定価格、いわゆる入札比較価格でいいますと1億7,600万円、この根拠について改めて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） お答えしたいと思います。

今の御質問の中で完成談合があるやに聞こえましたが、完成談合というようなものは全くと、そんなことは考えておりませんし、完成談合があったというようなことは全くと私は断言しておきます。



次に、今の完成談合の件ですが、完成談合というのは、要するに、行政サイドからまずあなたが落札者ですよということを決めて、要するに、それに対する何らかの見返りを求めてというようなことがあるというふうに思われますが、そのようなことは全くないということですから、ここでそのことだけは明確に申し上げておきたいと思います。

次に、落札率97%をもって談合であるというふうに決めつけるということは、非常に根拠とすれば難しいというふうに思っております。

今御指摘のように、完成談合と言われております防衛庁、防衛施設庁の工事で、今捜査されておるのか、はっきり私も言えませんが、その中でも既に96%ではないかという御指摘でございますので、確かに数字の上での比較であれば、談合が行われたと思われるような工事で96なのに、それなのに97というのは談合に近いのではないかという御指摘だと思いますが、数字の上ではそういうふうに見えとも私も思いますが、だから、それをもって談合だというふうに決めつけるということは、今のところ私たちはそういう証拠を持っていないということでございます。

それともう一つは、最後の御質問でございました入札の制度でございますが、当然その公金を節約して有効に使うということが、その目的であるということは十分承知いたしております。

それによりまして、できるだけ落札率の低い、要するに安価なその業者を選ぶという制度であることには間違いのないのでありますから、それにできるだけなるような形を対策として講じなければならぬということもよく理解をいたしておるところでございます。

それと、最後のもう一つ質問でしたが、予定価格の決定でございますが、この予定価格の決定につきましては、設計額をもとに予定価格を設定するというのが原則でございますから、このことにつきましてどういうふうに御答弁をすればいいのかわかりませんが、予定価格の設定は設計書をもとに町長が決定するということになっております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私が言うのは、いわゆる、一つは、今回合併後ずっと高い状況での落札状況が続いていると、しかし、今言われているような、いわゆる行政当局を巻き込んだ、今、国で、いわゆる防衛施設庁で起こっておるのは完成談合なんです。しかし、周防大島町で起こっておるのは、あえてそれとは違うと思うというのを言うておるはずですよ。もう1回確かめてください。

実際的に、私が今、大島町の実際的な入札状況が完成談合という言い方は決してしてないと思います。

それで、実際的に私が言うのは、何でこれまでこういう、いわゆる周防大島町で合併以来、ずっと、例えば、あるものについては当然違います。例えば、今までもあったんですが、物品等については48、50を切るような、実際的な入札もあった。これは、当然議員ですから知ってお

ります。しかし、先ほど言うた4,000万円以上の、いわゆるAランクが行う、いわゆる入札においてはという言い方をしておると思います。

そういう格好の中で、なぜこういう何が続いてくるのかと、やっぱりここには、行政当局が、おれらは全然かわりないんだから知らんよちゅうんじゃなしに、いわゆる、より、どう言いますか、厳しい目で予定価格を設定し、いわゆる、そういうことが起こらないような厳しい目を持って入札に臨むということが、より私は必要じゃなからうかと。

今、今回ずっと続いておるようなら、ある意味では、私は、行政と、いわゆる行政を管理する、いわゆるチェックする議会に対する挑戦がずっと続いておるといふふうに私はとらえているんです。

いわゆる、そういう高どまりのいわゆる入札状況がずっと続くということは、ある意味では行政に対する軽んじる部分、そして、それをチェックすべき議会に対する軽んじる部分が私はあるんではないかというふうに危惧しているから、いわゆる、より厳正なる入札が必要ではないかという点でずっと質問をしよるんです。

そのところで、私は、毎回のように、いわゆる96以上が何回も続くということはかなり異常じゃないかということで、行政当局にもっとシビアなといいますか、もっと、いわゆる入札をもっと知恵を出すやり方、あるんじゃないかということで問うてきたわけです。

その点がなかなか改善されんと、いつまでもそういう、これは、条件的指名競争入札といいますか、中では発生しやすい、それがずっと発生しやすい部分が続くんじゃないかということで気がしちよるんです。

例えば、そのほか、きょう、例示がありますが、そのほかの分を見ると、やっぱり本気で、競争すれば、例えば71とか79とかいう数字が出てくるわけです。この点、果たして本気の競争と見えるかどうか、率直に本気の競争になっておるかどうか、いう点を見れば、私は明らかだろうと思うんです。本気の競争になっておるかどうか見る。そして、より節約のために、次に、次の入札に生かしていく、いう格好をどうしてもとらんにゃいけないのではないかというふうに思うておるわけです。

もっと、じゃけ、より、入札制度に置く中で、執行部が目を光らすべきところはあるんじゃないかというふうに思うておるんですが、再度その点で、私たちも情報が無いわけですから言いようがないわけです。しかし、だといえども、いわゆる町行政を監視する立場の議会側から言えば、当然どうにかせんにゃいけないのじゃないかという発想は生まれると思うんです。その意味から質疑を繰り返しておるわけ。本会議で。

その点で、もう少し、もっとよりよい入札方法、そしてまた、入札に際してもっとチェック機能といったらちょっとおかしいんですが、チェックを厳しくするという方法についてやっぱり研

さんしていく、執行部なりに研さんしていく余地があるんじゃないか、この点で再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） お答えいたします。

従来からの指名競争入札のみでやることについて、知恵がないのではないかというような御質問ではないかと思いますが、合併いたしまして、16年度は別にいたしまして、17年度から今の制度、基準をもって、入札に臨んでおるわけでございますが、今御指摘のようなことも数字の上では事実でございますので、新年度に向けて入札制度の基準の改善といいますか、例えば、指名競争入札だけではなくて、公募型の指名競争入札にするとか、または条件つきな一般競争入札というふうなものもありますが、そこらあたりも現在、審査会の中で検討をいたしておるところでございます。

これにつきましても、県の基準と町の基準では、同じにする必要はないとは思いますが、県の基準等も参考にしながら、新たなその基準づくりというものを今ちょうどやっている最中でございますので、私たちもできるだけ、まことに厳しい財政状況の中でございますから、公の財源をいかに有効に使うかということについては、これからも努力をしてみたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私もこれまでずっと取る言ってきました。そしてまた、住民が要求する部分ですから、とりわけ反対はしてないわけなんです。箱物そのものが実際的に、私たちはずっとこの問題について、入札のあり方について、旧大島町時代からずっといろんな角度から議会なりに研さんしてきました。

そういう中で、今の山口県内でも早い段階で予定価格の事前公表とか、それをやるために、東大阪等に研修行きました。そして、やっぱりその中で得たのは、やっぱりその必要性と、より談合に対する厳しい目というのが、私なりの研修の余地ではなかったかというふうに思います。

それは行政もかなりあの当時本気で、いろんな、あの当時は町執行部に対するいろんな圧力とか、そういうのがあった中でいわゆるやり始めた制度ですから、それはある程度時をしてやっぱり見直しローリングしていかにやいけん部分もあるというふうに思っておりますので、あえて質疑の中で討論的なものになったと思いますが、ぜひ提言等を受けとめていただきたいというふうに思いますので、この制度についてはより研さんを求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと参考資料の方をあけていただきたいと思うんですが、色分けをしてありますけども、今回この入札の工事は、どの部分が当てはまるのでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 大変済みません。今の浜戸議員さんの御質問でございますが、ただ色分けの資料を私手持ちございませんで、今回の工事について……

まず、ただいまの件、建築工事については、この赤い部分がございますが、これに斎場建設工事の斎場が入ってくるわけです。この中の、ですから電気工事も当然これに入ってきます。

したがいまして、今色分けでいろいろ、茶色とか水色とかございますが、今回の建築工事及び、ちょっと次の議案になりますが、電気及び機械設備につきましては、この赤い部分にかかわる、ですから、ちょっと左、図面でいきますと左の方に浄化槽等、いろんなございますが、あくまでも茶色い部分が造成工事部分でございます。造成工事は、黄色い部分にも駐車場の一部造成工事が入ります。ブルーと申しますか、塗ってある部分、こちらは、先般、入札いたしました造成工事でもって、進入路とか、そういったものを含まれております。

若干、ですから、色塗りでやっておられますが、造成と建築とで入れ合うと申しますか、競合する部分も出てきますので、色分けで今回どの部分というのが非常に、白い部分で造成と建築が入り込む部分とかございまして、基本的には、ですから、今回の赤い部分、図示してあるところにかかわりますところの建築工事及び電気及び機械設備工事というふうに御理解いただければと思います。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） せっかくこうやって参考資料を出していただいておりますので、これをいろんな色分けしておる。色分けせんでもわかるわけです。ここは駐車場で書いてあるわけですから。

ですから、この入札については、ここの工事をするんですよというように色分けをしてくれておれば、そしたら今回はここの入札なんだというのがよりようわかると思うんで、今後はそういうふうにしていただけたらと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号大島斎場建設建築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

平川議員の入場を許します。

お願いします。ちょっとあけてください。

〔平川敏郎議員入場〕

議長（新山 玄雄君） 静粛にお願いします。

#### 日程第9・議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第9、議案第2号大島斎場建設機械設備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第2号大島斎場建設機械設備工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、去る1月31日に、株式会社きんでんほか11社による指名競争入札の結果、大晃機械工業株式会社に5,800万円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました6,090万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、大島斎場の機械設備工事でございます。衛生設備、合併処理浄化槽、空調設備等でございます。

本工事の工期は、平成18年10月末を予定をいたしております。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、落札が、入札書比較価格でいうと71.60という状況ととらえておっているのか。

ということになると、実際的に、先ほど助役が答弁されたように、予定価格については、いわゆる設計書をもとに、そして予定価格をつくっていくんだということになると、今回、実際的に、いわゆる、いろんな設計あると思うんじゃが、やりようによっては30%ぐらいは、30%近くいわゆる切り下げてもその同じものはできるという解釈に立てるわけ。そういうことになりますね、理屈上は。基本的考え方について聞いておきたいというふうに思います。

それと、確認、落札率。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 落札率につきましては71.6%です。

それと、先ほどの30%減でできるのかどうかということなんですが、これは極めて低価格入札調査制度に近い額でございますので、監督及び検査は十分に行いたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 低価格入札という格好まで近いという考え方があったわけですが、今回も基本的には最低制限価格はつくっておったんです。きちっとつくってなかったんです、実際的に。つくってなかったんじゃないかね。実際的には。ちょっと答弁を求めたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

土木工事につきまして諸経費率がかなりいいということでありまして、建築工事につきましては、その諸経費率がかなり低いものでありますので、建設工事ほかの特殊な工事は諸経費率が低いものでありますので、予定価格と直接工事費が非常に近くなると、率が近くなるということ、設定することによりまして競争性が乏しくなるということから、その最低制限価格を設けておりません。これは、物品の購入や業務委託についても同じでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも同じように、実際的には次の議案も一緒なんです、それぞれ分割発注という格好の中で、それぞれ競争性、そしてまた、もう一つは、地元でできるだけ近い業者という格好でいろいろ苦勞をされたというふうに思っておりますが。

やっぱり私は、先ほどいみじくもいわゆる諸経費率という言葉が出ましたが、土木工事においても実際的に、例えば、いろいろ見てみますと、7割弱の、同じ土木で、金額こそ違いますが、7割もつれで落札状況というのはいっぱいあるわけです。実際の土木の方も。

それで、実際的に、先ほどは言いませんでしたが、特殊な事例が多いということだけは、特殊な事例をできるだけなくするという点だけは、先ほど言い忘れたので言うておきたいと思います。

以上です。終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号大島斎場建設機械設備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第10．議案第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第3号大島斎場建設電気設備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第3号大島斎場建設電気設備工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、去る1月31日に、株式会社きんでんほか11社による指名競争入札の結果、株式会社三光電気工業所に3,980万円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました4,179万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、大島斎場の電気設備の工事でございます。

本工事の工期は、平成18年10月末を予定をいたしております。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 最後なのでちょっとお聞きしますが、これが採決されると、斎場についてはかなりの部分でもう建設ができるというふうに思いますが、残りについて、工事がどれほど残ってくるのかということと、それに対して入札があるのか、その2つをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今回のこの3件でもちまして、斎場関係についてはすべて、入札関係はすべて完了ということになります。（発言する者あり）

失礼しました。火葬炉についてが残っております。大変失礼しました。建築部分については以上で、内部の火葬炉について、平成18年度になってからまた御審議をいただくことになろうかと思っておりますが、火葬炉部分だけが、炉の2基の工事について設置工事が18年度事業となろうかと、現在の段階での計画でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員、請負契約の締結についての質疑でございます。

議員（6番 浜戸 信充君） そうなんじゃけど、やっぱり、それは今後にもやっぱり影響するんで。

議長（新山 玄雄君） それで答弁させたんですが。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、もう1回ちょっと確認ですけども、17年度に炉の部分につ

いては工事をやるということですか。今、18年度というふうに聞こえたんですけど。だから、その後は、だから、例えば、舗装とか、そんなのは18年度に入ってやるというふうに考えていいわけですね。

議長（新山 玄雄君） 答弁させます。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほど申し上げましたとおり、炉については18年度で予定しておるといふこと、18です。舗装等は、すべて現在の契約の中に含まれておる工事費ということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号大島斎場建設電気設備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11．議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第11、議案第4号循環型社会形成推進事業リサイクルセンター設備（本体）工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第4号循環型社会形成推進事業リサイクルセンター設備（本体）工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、環境省の循環型社会形成推進交付金事業といたしまして、西安下庄地内に、1日8トンの処理能力を有するリサイクルセンターを平成19年度竣工に向けて建設しようとするものでございます。リサイクルセンターは、不燃系の粗大ごみ、缶類、瓶類、ペットボトル等を効率的に再資源化し、あわせて埋立物の原料化を図るための施設でございます。

受け入れ、選別、破碎、圧縮、梱包、搬出の各ラインによりまして構成をされております。これらの設備類はいずれも特殊製品で構成され、機器類の配列につきましてもメーカー独自のノウハウに属している部分が多く、施工に当たっては豊富な経験と高度な技術を要しております。

以上のことから本工事の特殊性を考慮いたしまして、入札方式を指名競争とし、去る1月



31日、実績と信頼性等の要件を満たしたプラントメーカーにより入札を行った結果、日立造船株式会社中国支社が9億4,880万円で落札をいたしました。よって、同社と落札額に消費税を加えました9億9,624万円で工事請負契約の締結をしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 6社指名してから3社辞退しておるですね。半分、何が理由で3社も辞退したんですか。（「2社」と呼ぶ者あり）2社かね、辞退は。いや、3社じゃろ、辞退。（「3社です」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 辞退の理由は、私どもにはわかりません。要するに、入札に参加するよう指名をいたしましても、その辞退をすること自体は自由でありますし、また、その辞退によって次の指名に影響を及ぼすものではないということも発表しておりますので、辞退の理由につきましては、私どもは把握できておりません。

議長（新山 玄雄君） いいですか。 ほかに質疑は。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも実際的には入札比較価格に対して98.83という状況結果になっております。

それで、ちょっと指名審査会の方に質問があるんですが、日本の中で、例えばいろいろ業者さんおられます。特殊工事です。その特殊工事の中で5社ぐらいしかなかったんですか。実際的に。いわゆる指名審査会で、枠を6社、1、2、3、4、5、6社しかなかったんかどうなのか、実際的に。まずその点を聞きたいというふうに思います。

それともう一つは、例えば、今度は100%入札した会社があります。極東開発工業というのが100%で書いて出しております。ということになると、実際的に、予定価格の根拠は何かとか、そういうところになってくると思うんです、実際的に。

もうちょっときちとした説明が欲しいなと、まず一つは、日本の全国の中で、こういう特殊工事をするのがこの6社しかなかったんかどうなのか、広く探してみたんかどうなのかという意味です。これは、競争を高めるためには、多くの業者さんを拾うていくわけですから、その辺はどうなったのかという点。

それともう一つは、実際的に100%を出す業者さんまで入れんなかったのかどうなのか、その点では、予定価格はどういうふうにつくっていったのかという点であります。ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

初めに、このような特殊な工事の業者は6社程度なのかということなんですが、実際には20社程度を指名業者の枠の中に入っております。ただ、この工事は、特殊な工事ということで性能発注方式という方式をとって、それで建設計画を進めてきた経緯があります。

それと、予定価格の根拠ですが、かなり厳しい予定価格の設定をしていると思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私たちも技術的なものは全くわからんし、実際的にはわからんわけなんですが、通常、100%入札の業者さんを入れて初めて入札そのものがまとまるという自体、時点が非常にわかりにくい。

例えば、指名競争入札において、いろんな角度があると思うんですが、やっぱりできるだけ多くの業者さん方に入札に参加してもらって、特に特殊工事ならではの。そして、それを求める方がより、町行政から言うたら、いわゆる一つは節約はできるんじゃないか、競争の原理が働くんじゃないかというのが1点、競争の原理。

例えば、6社よりは、20社あれば20社に呼びかけて競争してくださいと、うちはこの仕事をやりますよという発注の方が、実際的には、行政の求める節約という点ではそういう方向へ行くんじゃないかという点が1点です。

それともう一つは、入札書比較価格、予定価格が、実際的にかなり厳しく見積もったから逆に言えば辞退も出たんだという言われ方をすると、逆に非常にわかりにくくなるという側面があるんです。

だから、実際的にどういうあれになったのかというのが非常に議会から、議会という言い方は悪いんですが、私議員からしたら非常にわかりにくい今回の指名競争入札と言わざるを得んのです。もうちょっと詳しく報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの平田契約監理課長の方からの性能発注方式という旨の御説明ありましたが、この事業につきましては、議員の皆様御存じのように、合併前、旧環境衛生組合時代から、要するに、それに基づく、それを行うために20社、先ほどもありましたように、20社程度ある業者の中から、実績、いろんな経営状況等総合的に勘案して6社を選定し、膨大な日数をかけて、コンサル、発注者側と、その6社と、かなりの日数で先ほどのいろんな処理方式等について検討を重ねの結果、その各業者から見積もりを徴取し、その見積もりをもとに、先ほどの設計額等、予定価格等を算出した経緯がございます。

したがって、通常の箱物等、通常の建築の発注方式と異なりまして、設計価格を算定する

段階で、非常に各、今回指名しておりますところの6社からいろいろなノウハウを提供していただき、また、基本的に、その提供していただいた資料をもとに精査した上での設計価格及び予定価格の設定という運びになっておりますので、いわゆる一般的な設計答申に基づく要するに予定価格ということだけでなく、あくまで、そういったいろんな6業者から提出された非常に膨大な資料をもとに設計価格を算定しておるといった経過がございますので、そのあたりは御理解いただければと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 3回目になると思いますが、実際的に、一つは、やはり気にかかるのは、今までもそうなんです、いろんな見積もりをつくる段階で、見積もりといいますか、見積もりをつくる段階で、いろんな業者さんからいろんな相見積もりをとることもあるし、今言われ方、ノウハウです。ノウハウをとる場合もあるというふうに思うんですが。

実際的に、そこからやったところがその指名に入ってくるということになると、逆におかしな格好になるかなというのもあるし、実際的に、確かにいろんな、例えば環衛の時代からですからもう長いです。それで、その当時からかなり議論をやっちょりもしております。そして、長きにわたって調査されたのも知っておりますが、余りにも入札状況が、例えばこの1社がなけりゃ成り立たんというような状況までなっておるといのがちょっとわかりにくいんです。

本当にこう、例えば、もっと多くの業者さんの中からこういう発注をして、それでなおかつこういう状況ならわかるんですが、逆に、6社から3社に対して、実際的には100%の業者を入れてやっと状況になるというのは、本当に競争の原理が働いたんかどうかというのが非常にあいまいという点なんです。そのところをもうちょっと細かく答弁いただければなというふうに思うんです。

やっぱり、予定価格をかなり絞ったからといって、単純に98ぐらいになったという側面かなという疑念があるわけです。それで、もうちょっと答弁していただきたいなというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 濱田環境施設課長。

環境施設課長（濱田 武重君） では、失礼します。

性能発注方式といって、本当特殊な、通常役場等の建築土木にはない、図面発注方式でやっていると思います。

それと、簡単に私例を挙げてよく説明するんですけども、リサイクルセンターを特注の車両として例えてみますと、車をつくるとなると、普通の人には専門知識がないので独自の設計とかつくることはできません。どうしても自動車メーカーの方をお願いすることになります。全く自分が、特殊な車です。

まず信頼のおける自動車メーカーを数社選定をします。排気量とか性能とか、乗車定員とか、形式などを記載した仕様書をまずメーカーに示して、各社からそれぞれスタイルとかそういうものを提案させていただきます。次に、その自分のイメージに合ったような仕様に近づけるために、各社の特色を生かしながら、その専門のコンサルタントとともに、その技術評価、そういうことを繰り返して行います。

そういうことをすることによって、どこの業者、メーカーがとってもいいような仕様書をまずつくります。そこで、製作の値段といいますが、それを決めて、入札の準備をするという形になります。

先ほどの御質問のように、例えば、それを20社すべてやるとなると、経費もかかりますし、かなり時間もかかりますので、ある程度業者数を絞ってやらないと、時間的にもかかるし、そういうことはございます。ということで御理解いただけたらと思います。（発言する者あり）

コンサルタントは、やはり技術評価とかやるのに、すべて統一したもので、きょうちょっと資料を持ってきておりませんが、かなりな時間と経費をかけてそういう作業を進めてまいりましたので。ということで、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号循環型社会形成推進事業リサイクルセンター設備（本体）工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成18年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 安本 貞敏

署名議員 伊東 梅芳